

動物実験の実施について

山陽小野田市立山口東京理科大学において、動物実験を行う場合には、事前に以下の手続きをとる必要があります。

■ 動物実験の流れ

- (1) 動物実験従事者の登録
- (2) 「動物実験計画申請書」を動物実験委員会事務局に提出
- (3) 動物実験委員会にて審査
- (4) 同申請書の学長承認
- (5) 施設の利用者登録
- (6) 実験動物の搬入

■ 注意事項

- (1) 遺伝子組換え動物を使用する場合は、予め山陽小野田市立山口東京理科大学遺伝子組換え実験等安全委員会による承認が必要になります。
- (2) 単年度申請のため、実験期間は当該年度の3月31日までとなります。
- (3) 実験計画又は実験従事者に変更が生じた場合は、「動物実験計画変更申請書」、「動物実験従事者変更申請書」を提出してください。
- (4) 年度ごとに「動物実験履行結果報告書」、「動物実験の自己点検票」を提出してください。